平成３０年（フ）第１０号
兵庫県美方郡香美町香住区下岡711番地
債務者　小谷　陽子
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　生駒　和雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月15日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２９年（フ）第４９４３号
大阪府摂津市鳥飼野々２丁目２番２―703号、前住所大阪府摂津市新在家１丁目21番13号
債務者　おかやま工匠こと　岡山　武志
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　英伸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８４号
福岡県福岡市南区玉川町16番１号、申立時の住所香川県高松市香西本町302番地
債務者　鵜川　健介
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川﨑　達夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第９６４号
仙台市青葉区柏木２丁目５番59号　シャンテリオ103、従前の住所札幌市白石区本通２丁目南５番30―205号
債務者　木村　厚志
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北島みどり
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月27日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１号
静岡県賀茂郡西伊豆町仁科814番地の40
債務者　横山　一雄
1　決定年月日時　平成30年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　篠崎　元貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月16日午後４時
5　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
静岡地方裁判所下田支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第５６０号
相模原市中央区中央６丁目６番13号　ミリューメゾン１番館307
債務者　水垣　幸子（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第５号
宮城県東松島市小野字町裏124番地３、前住所宮城県東松島市小松字上前柳268番地５市営小松住宅75号室
債務者　小野　浩行
1　決定年月日時　平成30年２月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成３０年（フ）第８号
神奈川県座間市相模が丘１丁目35番39―302号
債務者　浦口　翔平
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第３６７号
高知市梅ノ辻４番５号　ラ・シャンブルＫ601号室
債務者　細木　強司
1　決定年月日時　平成30年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第４０６号
千葉県佐倉市上志津1646番地１　ニューエステート１　101号
債務者　柿崎美弥子
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第９号
千葉県印旛郡栄町安食2903番地４
債務者　管野　　正
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第６６号
滋賀県長浜市木之本町川合193番地１
債務者　大城　勝弘
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成３０年（フ）第１号
滋賀県米原市宇賀野216番地１　ラポール203号
債務者　竹本　裕哉
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２９年（フ）第２０５号
岡山県井原市美星町西水砂1217番地
債務者　川上　憲三
1　決定年月日時　平成30年２月14日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成３０年（フ）第１５号
岡山県浅口市金光町下竹1312番地
債務者　清水　正輝
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成３０年（フ）第１１１号
東京都八王子市中野山王３丁目15番１―426号中野山王三丁目アパート
債務者　春名史津子
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第４号
長崎県佐世保市椎木町533番地２　関戸ハイツ105号、住民票上の住所長崎県佐世保市小野町1711番地５
債務者　吉村　有佳
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月13日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係